

重要事項説明書

当事業者の訪問看護提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。
(令和8年6月現在)

1 事業者の概要

(1) 名称等

名称	静岡県厚生農業協同組合連合会 訪問看護ステーションときわ
所在地	〒430-0919 浜松市中央区野口町297番地
電話番号	053-401-0100
法人種別及び名称	静岡県厚生農業協同組合連合会
代表者職	代表理事理事長
代表者氏名	荒田 庄治
管理者氏名	鈴木 真理子
介護保険事業者番号	2267190052
医療機関コード	7190052
指定年月日	平成8年4月1日
サービスを提供する 通常の実施地域	浜松市中央区（旧西区・旧北区以外）、他の地域は交通費を含め要相談

(2) 同事業所の職員体制等

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス提供職員	看護師	4名		4名
サービス提供職員	OT・PT ・ST			必要に応じ配置

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	但し、祝日・年末年始（12/30～1/3）・ その他理事長の定めた日・開院記念日を除く
営業時間	8:30～17:00	

(4) その他

自然災害が発生した場合は、事業所は緊急加算を取らせていただいている利用者に対しても、サービス提供が出来なくなる場合があります。また、訪問中であっても訪問を中止する場合があります。

2 訪問看護サービスの概書

- (1) 訪問看護サービスの内容（所要時間は利用者の状況によって変わってきます。時間と内容の組み合わせは、居宅サービス計画作成時に介護支援専門員に相談下さい）

30分未満	病状の観察 介護相談+ベッド上での簡単なリハビリテーション おむつ交換 体位変換（床ずれの予防）等
30分～60分未満	（病状の観察介護相談に下記の3種類程度の組み合わせ） 清拭又は自宅の浴槽で可能な入浴介助 カテーテルの管理 褥瘡の処置 排泄介助 栄養食事療法に関する相談 ターミナルケア リハビリテーション
60分～1時間30分未満	上の内容に外への散歩等（リハビリテーション） 複雑な医療処置（医師の指示による）

- ・その他 医療・介護保険に関する相談サービス提供事業者、介護支援専門員との連携等

医療保険訪問看護サービス内容（健康相談・病状観察・リハビリ・医師の指示による医療処置・
家屋改善の相談・日常生活の看護・認知症の看護・介護相談）

(2) 利用料金

- ・要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度法規定により各利用者の負担割合に応じた額となります。
- ・あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、10割の料金をいただきます。
この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を各市介護保険課の窓口
に提出して、払い戻しを受けて下さい。
- ・利用料は月末にしめ、翌月27日に指定口座から引き落としとなります。

訪問看護利用料金説明書（介護保険）

〔介護認定：介護度 1～介護度 5〕

利用料金及び加算項目

時間	単位数	基本利用料 (10割)
20分未満	314単位	3,206円
30分未満	471単位	4,809円
30分以上～1時間未満	823単位	8,403円
1時間以上～1時間半未満	1,128単位	11,517円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（一訪問につき）	6単位	61円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（一訪問につき）	3単位	30円
加算項目	単位数	利用料 (10割)
緊急時訪問看護加算（月初めに1回加算） ご利用になられる方からの相談に対し、24時間対応をしており、緊急時必要に応じて訪問を行うことができます。同意をいただいた場合は訪問の有無に関わらず、料金が掛かります。訪問を実施した場合は、訪問時間に応じて別途上記の利用料をいただきます。	600単位	6,126円／月
特別管理加算Ⅰ（月初めに1回加算） 在宅悪性腫瘍疾患指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・尿留置カテーテル等を使用している場合。	500単位	5,105円／月
特別管理加算Ⅱ（月初めに1回加算） 在宅透析、在宅酸素、中心静脈栄養、自己導尿、人工呼吸器、人工肛門、重度の褥瘡、在宅輸液（点滴を3日以上実施）している場合。	250単位	2,552円／月
ターミナルケア加算 在宅で死亡された方について、死亡日を含め14日以内に2日以上、終末期の訪問看護を行なった場合。	2,500単位	25,525円
専門管理加算 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	250単位	2,553円／月
口腔連携強化加算 口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門医に対し、評価の結果の情報提供を行った場合。	50単位	511円／月

加算項目	単位数	利用料 (10割)	
遠隔死亡診断補助加算 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。	150単位	1,532円	
看護体制強化加算Ⅰ（月初めに1回算定） 充実したサービス提供体制の事業所として評価をいただいております。	550単位	5,616円/月	
看護体制強化加算Ⅱ（月初めに1回算定） 充実したサービス提供体制の事業所として評価をいただいております。	200単位	2,042円/月	
退院時共同指導加算 入院中若しくは入所中の方に対して、退院・退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合。	600単位	6,126円	
初回加算 新規に訪問看護を利用する、または2ヶ月以上の期間をおいて再利用した場合。	300単位	3,063円	
長時間訪問看護加算（該当者） 特別管理加算対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超えた場合。	300単位	3,063円/回	
複数名訪問加算（同意） 同時に複数の訪問看護師等により訪問を行う場合。	30分未満	254単位	2,593円
	30分以上	402単位	4,104円
早朝・夜間・深夜加算 予定利用時間が早朝・夜間・深夜の場合。 2回目以降の早朝・夜間・深夜の緊急訪問した場合。	早朝 (6:00~8:00)	通常料金の25% を加算	
	夜間 (18:00~22:00)		
	深夜 (22:00~6:00)	通常料金の50% を加算	

処遇改善加算

介護保険の利用料(1~3割)に総単位数の1.8%分が上乘せされます

訪問看護利用料金説明書（介護保険）
〔介護予防（介護認定：支援1～支援2）〕

利用料金及び加算項目

時間	単位数	基本利用料 (10割)
20分未満	303単位	3,094円
30分未満	451単位	4,605円
30分以上～1時間未満	794単位	8,107円
1時間以上～1時間半未満	1,096単位	11,129円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（一訪問につき）	6単位	61円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（一訪問につき）	3単位	30円
加算項目	単位数	基本利用料 (10割)
緊急時訪問看護加算（月初めに1回加算） ご利用になられる方からの相談に対し、24時間対応をしており、緊急時必要に応じて訪問を行うことができます。同意をいただいた場合は訪問の有無に関わらず、料金が掛かります。訪問を実施した場合は、訪問時間に応じて別途上記の利用料をいただきます。	600単位	6,126円／月
特別管理加算Ⅰ（月初めに1回加算） 在宅悪性腫瘍疾患指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・尿留置カテーテル等を使用している場合。	500単位	5,105円／月
特別管理加算Ⅱ（月初めに1回加算） 在宅透析、在宅酸素、中心静脈栄養、自己導尿、人工呼吸器、人工肛門、重度の褥瘡、在宅輸液（点滴を3日以上実施）している場合。	250単位	2,552円／月
ターミナルケア加算 在宅で死亡された方について、死亡日を含め14日以内に2日以上、終末期の訪問看護を行なった場合。	2,500単位	25,525円
口腔連携強化加算 口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門医に対し、評価の結果の情報提供を行った場合。	50単位	511円／月

加算項目	単位数	基本利用料 (10割)
遠隔死亡診断補助加算 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。	150単位	1,532円
看護体制強化加算Ⅰ（月初めに1回算定） 充実したサービス提供体制の事業所として評価をいただいております。	100単位	1,021円/月
看護体制強化加算Ⅱ（月初めに1回算定） 充実したサービス提供体制の事業所として評価をいただいております。		
退院時共同指導加算 入院中若しくは入所中の方に対して、退院・退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合。	600単位	6,126円
初回加算 新規に訪問看護を利用する、または2ヶ月以上の期間をおいて再利用した場合。	300単位	3,063円
長時間訪問看護加算（該当者） 特別管理加算対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超えた場合。	300単位	3,063円/回
複数名訪問加算（同意） 同時に複数の訪問看護師等により訪問を行う場合。	30分未満	254単位 2,593円
	30分以上	402単位 4,104円
早朝・夜間・深夜加算 予定利用時間が早朝・夜間・深夜の場合。 2回目以降の早朝・夜間・深夜の緊急訪問した場合。	早朝（6:00～8:00） 夜間（18:00～22:00）	通常料金の25%を加算
	深夜（22:00～6:00）	通常料金の50%を加算

処遇改善加算

介護保険の利用料(1～3割)に総単位数の1.8%分が上乘せされます

- ※特別管理加算及び緊急訪問看護加算については区分支給限度基準額の算定対象外です
上記料金は通常の時間帯（午前8時から午後6時）にサービスを提供した場合です
- ※浜松市は地域区分が「7級地」であるため単位数に10.21円を乗じた金額が利用料金となっています。尚、利用料（自己負担）は、負担割合証に記載されている割合に乗じた金額が自己負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ※上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(3) その他の利用料

①交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費が必要となります。

(当ステーションから往復6キロまでは300円+消費税、それ以上は500円+消費税となります)

②死後の処置をご希望の場合は、『別途料金5,000+消費税』が必要です。

③介護に必要な物品をご希望の場合は、別途料金(実費)が必要です。

④保険適応外のサービスの場合は介護保険料金に準じ、全額自己負担となります。

⑤訪問看護の利用料は、医療控除の対象となりますので、領収書は大切に保管して下さい。

訪問看護利用料金説明書（医療保険）

1 基本料金

後期高齢者医療の対象者	要した費用の1割または3割（現役並み所得者は3割）
70歳以上75歳未満の方	要した費用の2割※または3割（現役並み所得者は3割）
義務教育就学後から70歳未満の方	要した費用の3割

* 保険適用の訪問日数は基本、週3日までとなります。但し、厚生労働大臣が定める難病等の方、特別訪問看護指示書が交付された方、精神訪問看護が必要な方、同一建物居住者等は保険適用となる訪問回数や自己負担金が異なります。

2 1 訪問看護療養費

医療保険		基本料金 (10割)
基本療養費Ⅰ 1日につき(注1)	週3日目まで	5,550
	週4日目以降	6,550
	週4日目以降(理学療法士等)	5,550
基本療養費Ⅲ(注2)	週3日目まで	8,500
管理療養(1日につき)	1日目	7,710
	2日目以降	3,010
難病複数回 訪問加算	1日2回	4,500
	1日3回以上	8,000
緊急訪問看護加算(1日につき)月14日まで		2,650
緊急訪問看護加算(1日につき)月15日以降		2,000
長時間訪問看護加算(週1~3回まで)(注3)		5,200
24時間対応加算(月1回)(注4)		6,800
特別管理加算 (月1回)	欄外※の方	5,000
	それ以外の方	2,500
退院時共同指導加算(適応時)		8,000
特別管理指導加算(適応時)(注5)		2,000
退院支援指導加算(適応時)(注6)		6,000
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回まで)		3,000
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)		2,000
複数名訪問看護加算(1日につき)(注7)		4,500
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)(注8)		50
専門管理加算(月1回)(注9)		2,500
遠隔死亡診断補助加算(注10)		1,500
早朝(6時~8時)・夜間加算(18時~22時)		2,100
深夜加算(22時~6時)		4,200
情報提供療養費1(市町村等)(月1回まで)		1,500
情報提供療養費3(保険医療機関等)(月1回まで)		1,500
訪問看護ベースアップ評価料(I)(注11)		1,830
ターミナルケア療養費1(適応時)(注12)		25,000

2 2 実費費用

営業時間内で2時間を越える訪問看護		1訪問につき追加
営業日以外(休日)	8時00分～18時	2,500
延長料金 (30分又は端数を増すごと)	時間内	1,200
	時間外	1,500
保険外の訪問看護	1回につき8,300円	
交通費	ステーションより片道1km未満	0円
	ステーションより片道1km以上3km未満	300円+税
	ステーションより片道3km以上10km未満	500円+税
訪問看護物価対応料 1	月の初日	60円
	月の2回目以降	20円
死後の処置料	5,000円+消費税	

※在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者

注1：一般在宅療養者への訪問看護に対する療養費

注2：特掲診療科の施設基準等に掲げる疾病等の利用者が入院中試験外泊時の訪問が必要と認められた場合

注3：人工呼吸器を使用している状態にある者、長時間訪問看護を必要とする厚生労働大臣が定める者に対し1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合

注4：必要に応じ緊急訪問看護を実施できる体制を届出で利用者家族に同意を得ている場合に加え、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

注5：退院後、特別な管理が必要な者（特別管理加算該当者）に対して退院時共同指導を行った場合

注6：退院当日の訪問看護が必要であると認められ退院日に該当保険医療機関以外に必要な指導をした場合

注7：看護職員が他の職員と同時に訪問看護を行った場合

注8：居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している場合

注9：緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は、特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

注10：情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注11：医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合

注12：1については、主治医の指示により、在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、主治医の指示により死亡日及び死亡前14日以内に2回以上、訪問看護を実施しかつ支援体制について利用者及びその家族に説明した上でターミナルケアを行った場合。

2については、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る）に対して、主治医の指示により死亡日及び死亡前14日以内に2回以上、訪問看護を実施しかつ支援体制について利用者及びその家族に説明した上でターミナルケアを行った場合

※医療保険料金説明については別紙参照

3 キャンセル

①利用者が、サービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先電話）053-401-0100

②キャンセル規定

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けます。

① ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	利用者負担金の50%
③ ②以降とご連絡がなかった場合	利用者負担金の100%

4 相談窓口・苦情対応

サービスについてのご相談や不満がある場合には、サービス提供責任者までご連絡ください。速やかに対応いたします。

サービス提供責任者：鈴木 真理子 053-401-0100

当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

浜松市保険福祉部介護保険課	053-457-2321
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	054-253-5590

当事業所における利用者様にかかる個人情報の利用目的

当訪問看護ステーションでは、利用者様の権利としてのプライバシー保護に十分配慮しています。また、利用者様から知り得た訪問看護情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたしますのでご了承ください。

なお、下記利用についても利用者様のご意思に反する場合は、その申し出により利用することはありません。「苦情相談窓口責任者（管理者）」までご相談ください。

私（利用者（患者）及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 訪問看護サービスの利用者（患者）への訪問看護の提供に必要な利用目的

(1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- ①訪問看護サービスの利用者（患者）に提供する訪問看護サービス
- ②訪問看護に係る保険事務
- ③利用者（患者）に係る当訪問看護ステーションの管理運營業務のうち、
 - －利用開始終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －利用者（患者）の訪問看護サービスの向上

(2) 他の事業者への情報提供を伴う事例

- ①訪問看護ステーションが利用者（患者）に提供する訪問看護サービスのうち、
 - －利用者（患者）に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －主治医、他病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - －その他の委託業務
 - －家族等への心身の状況説明
- ② 訪問看護に係る保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

- (1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例
 - ①訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、
 - －訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当看護ステーション内において行われる学生等の実習への協力
 - －当訪問看護ステーション内において行われる症例研究
- (2) 他の事業所等への情報提供を伴う事例
 - ①外部監査機関への情報提供
 - ②関係法令等に基づく行政機関への報告等

3. 使用する期間

契約日からサービスの契約終了日まで

4. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 厚生連が定める個人情報保護方針および規程等を遵守すること。